

改正独占禁止法を知って、賢くコンプライアンス！

独占禁止法が改正されるって聞いたけど、何が変わるの？



公取委の事件調査に協力したら、国に支払う課徴金の額が変わるって本当？




事業者と弁護士との通信は、証拠にはしないって本当？



改正法の施行までに、何か準備しなきゃいけないの？



- 
- ✓ 令和元年に成立した改正独占禁止法は、**令和2年（2020年）12月25日から**施行されます。
 - ✓ 課徴金の**調査協力減算制度**（※事業者の事件調査への協力に応じて減算率を決める制度）が導入されます。
 - ✓ 調査協力減算制度の導入により、事業者が外部の弁護士等に相談するニーズがより高まります。**その相談に係る法的意見の秘密を保護**するために、**判別手続**という新たな手続が導入されます。
 - ✓ 判別手続を利用するためには、**あらかじめ弁護士との通信の記録を、決められたルールに基づいて適切に保管**しておく必要があります（公取委の**調査前の事前準備**が必要です。）。



- ・新しい制度を知らないと、損しちゃうかも…でもどうやって勉強すればいいんだろう…
- ・研修会を開きたいけど、資料もないし、講師がいない…

- ✓ 商工会議所等のセミナー、専門家への相談などをぜひご活用ください。
- ✓ 公正取引委員会ウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/index.html>）の説明動画・資料をご活用ください。

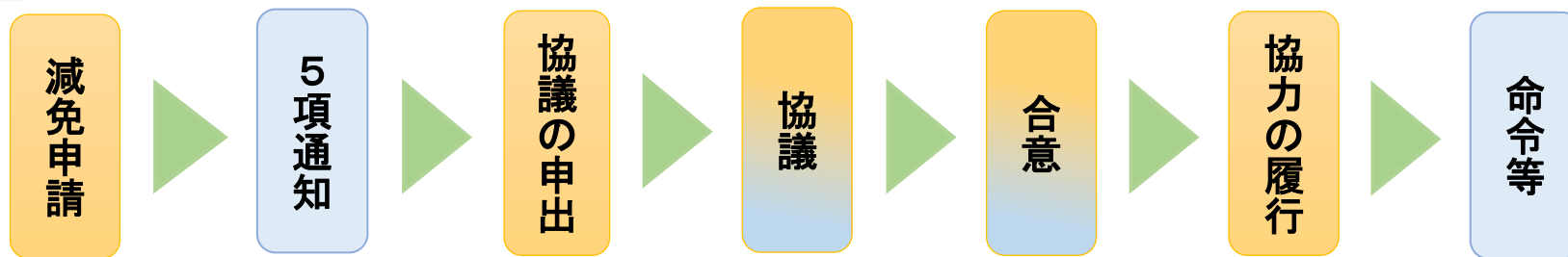


課徴金の調査協力減算制度の概要

内容

事業者が公取委の事件調査に協力するインセンティブを高めることにより、効率的かつ効果的な事件の真相解明、違反行為の排除、抑止を図るため、課徴金減免申請の順位に応じた減免率に加え、事業者の公取委の事件調査への協力が事件の真相の解明に資する程度に応じて、課徴金の減算率を適用する制度。

手続の流れ



調査期間を通じて、公取委は事業者との密接なコミュニケーションを行う。

判別手続の概要

内容

公取委の行政調査手続において提出を命じられた物件のうち、課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件で、一定の条件を満たすことが確認されたものは、審査官がその内容を見ることなく事業者に還付する手続。